

令和3年度古賀市 地域おこし協力隊（中心市街地活性化支援隊員）募集要項

福岡県古賀市は、西日本中枢都市である福岡市と北九州市の間に位置する、人口約6万人の大都市近郊都市です。交通の利便性が非常に高く、九州自動車道古賀インターチェンジやJRの駅が3つあり、九州最大の駅でもあるJR博多駅まで約20分でアクセスできる距離に位置しています。

その交通の利便性を生かし、これまで物流企業や食品加工関係の工場が数多く立地し、製造業が盛んな街として発展してきました。特に、食料品製造出荷額は県内2位を誇るなど、食のまちとしての魅力があります。

また、古賀市の中心地でもあるJR古賀駅周辺は、かつては商機能の集積地として栄えていましたが、近年は主要幹線道路沿いの大規模集客施設の進出や福岡市都心への消費の流出などの要因により、かつての活力は失われ、空き店舗・空き地が目立つなど、厳しい状況に置かれています。

そのような状況の中で、古賀市では令和2年度からJR古賀駅西口周辺（商店街区域）の賑わい創出（エリア価値の向上）を図ることを目的とし、商店街活性化に向けたエリアマネジメント業務に着手しました。

このたび、このJR古賀駅西口周辺（商店街区域）において、この商店街活性化に向けたエリアマネジメント業務と連動して、商店街活性化に関する活動を行い、将来的に自ら起業・継業を行うなど商店街活性化の一端を担うような意欲と熱意のある方を地域おこし協力隊として募集します。

【活動内容】

「JR古賀駅西口エリアの活性化に向けたエリアマネジメント支援業務（※1）」と連動した商店街活性化支援業務

- (1) 「JR古賀駅西口エリアの活性化に向けたエリアマネジメント支援業務」の受託事業者と連携した商店街活性化に関する活動
- (2) まちづくり団体等（※2）での活動
- (3) 商店街関連情報の発信
- (4) 各種イベント企画・支援
- (5) 各種会議、ミーティング等への参加
- (6) 協力隊員自らの起業・継業に関する準備

※1：市HP (<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/shoukou/030.php>) をご覧ください。

※2：今後設立予定です。

【募集対象】

次のいずれも満たす方を対象とします。

- (1) 応募時点で年齢満20歳以上50歳未満の方。
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域以外）から、古賀市に住民票を異動し居住できる方、または他の市町村において2年以上隊員として活動し、解嘱の日から1年以内にあたる方で、古賀市に住民票を異動し居住できる方。
- (3) 地域行事の参加や夜間の会議への出席など地域との関わりを積極的に持ち、事業者や市民の話に真摯に向き合い、活性化に情熱を持って取り組める方。
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方。
- (5) 任用期間満了後に古賀市内で起業又は就業して定住する意思のある方。
- (6) 道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (7) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる方。
- (8) SNS等のWEBを活用した情報発信ができる方。
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (10) 市条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる方。
- (11) 土・日及び祝日の勤務など不規則な職務に対応できる方。

【募集人数】

1名

【勤務地】

古賀市役所商工政策課内及びJR古賀駅西口商店街区域

【雇用形態・期間】

- (1) 古賀市会計年度任用職員として市長が任用します。
- (2) 任用期間は着任日から令和4年3月31日までとします。勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行うことがあります（着任日から最長3年）。
- (3) 地域おこし協力隊としての活動を開始する着任日については相談に応じます。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても委嘱を取り消す場合があります。
- (5) 活動記録について、日報及び月報を提出していただく必要があります。

【勤務日数】

16日／月

※勤務日以外は副業を認める場合があります。

【勤務時間】

原則 8 時 3 0 分～ 1 7 時 0 0 分（うち休憩： 4 5 分）

※原則平日勤務となりますが、会議やイベントなどにより、夜間、土日、祝日に勤務となることもあります。その場合は、原則シフト勤務日とし、勤務時間帯の変更や振替対応となります。

【給与・賃金等】

月額 1 4 7, 1 3 6 円 ※毎月月末締め、翌月 2 1 日に支給

※任用期間及び勤務時間に応じて、期末手当が年 2 回（6 月及び 1 2 月）支給されます。

【待遇・福利厚生】

- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- ・活動時に必要なパソコンは貸与します。
- ・活動時に必要がある場合には、市の公用車を使用していただきます。
- ・住居は市が指定する住居（アパート等）に入居していただきます。（家賃は市が負担します。ただし、引っ越しに係る経費、居住に係る生活用品、光熱水費は個人負担になります）
- ・任用期間や勤務時間に応じて年次有給休暇を付与します。
- ・その他、市の規則に基づき、忌引休暇、結婚休暇等の特別休暇が取得可能です。
- ・活動に関連して出張等を行った場合は、予算の範囲内（上限あり）で市から旅費を支給します。
- ・将来の自立に向けた副業については、休暇日等で業務に支障がなければ、副業を可能とする場合があります。（事前の届出が必要です。）

【選考】

（1）第 1 次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書またはメールで通知します。

※内容について、ご質問させていただく場合があります。

（2）第 2 次選考（面接）

第 1 次選考合格者を対象に次のとおり面接試験を行います。

- 面接日：第 1 次選考合格者へ日程調整後、お知らせします。
- 場 所：古賀市役所（オンライン可）
- 内 容：個人面接

※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、対面式では無く、オンライン面接を可とします。オンライン面接の場合は、「Zoom」等を使用しますので、各自で各種アプリケーションに対応したPC等の準備が必要です。

※第2次選考試験（面接）に要する交通費、宿泊費及び通信費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果（内示）は第2次選考終了後、文書で通知します。

※住民票の異動は内示日以降に行なってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。

(4) 事前オンラインミーティング

事前オンラインミーティングを開催予定です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【応募手続き】

(1) 応募受付期間

令和3年9月7日（火）～10月11日（月）（当日消印有効）

※郵送で受け付けます。なお、提出した書類は返却しません。

(2) 提出書類

- ①古賀市地域おこし協力隊応募用紙（別添様式）
- ②現在の住民票（発行から3か月以内のもの）
- ③普通自動車運転免許証の写し

(3) 申し込み・お問合せ先

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

古賀市役所建設産業部商工政策課 担当:西村、吉武

電話 092-942-1176（直通）

E-mail: shoukou@city.koga.fukuoka.jp